

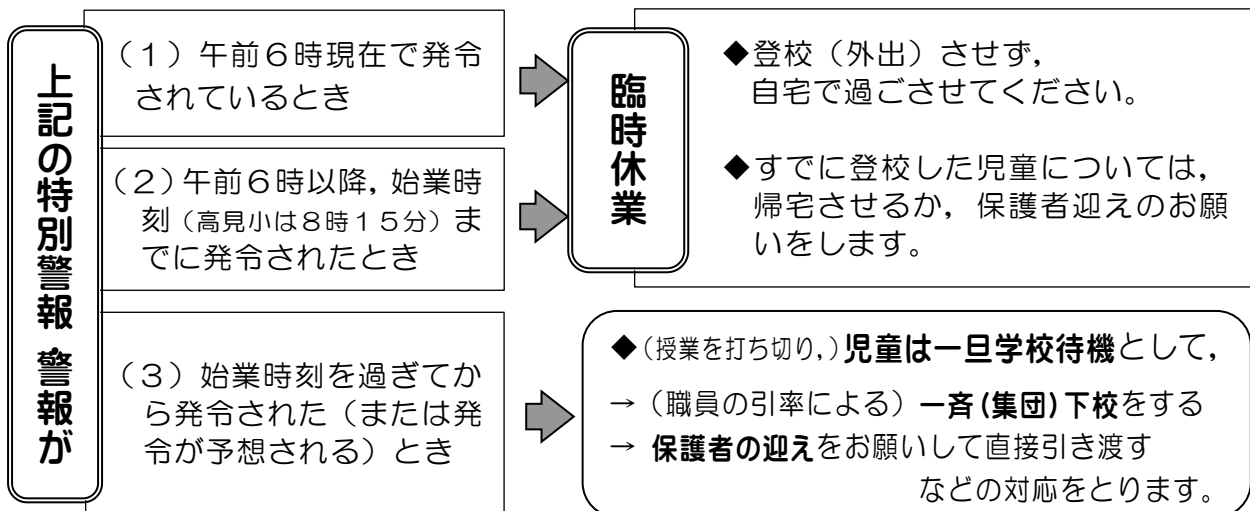
## 「台風等における対応指針」のお知らせ

大雨・洪水・台風等に伴い、尾道市に警報が発令された場合の基本的な対応が、尾道市教育委員会のもとで次のように統一されています。

いずれの場合も、対応についてはメール等の配信でお知らせしますが、各家庭におかれましても、テレビ等で、警報発令の有無や天候状況をお確かめいただきますようお願いいたします。

### 基本的な対応

★「特別警報」「警報」(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・津波・波浪・高潮)が、「尾道市」に、一つでも発令されれば、小学校は休みになります。(臨時休業)



▼このほか、(警報は出ていなくても)局地的な豪雨、雷雨、強風等に際し、安全のため一時待機する等の措置をとることがあります。

いずれの場合も各家庭に連絡(メール・「コドモン」で配信)し、お知らせします。

### 児童への指導

次の内容を基本として指導します。ご家庭でも、ご指導をお願いします。

- ・臨時休業中は外出しない。
- ・増水している河川に近づかない。
- ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。

### その他

- ・臨時休業の際は、学校給食は停止します。

裏面へ続く

